

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【公開番号】特開2020-182885(P2020-182885A)

【公開日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2020-046

【出願番号】特願2019-86487(P2019-86487)

【国際特許分類】

B 01 J	35/04	(2006.01)
F 01 N	3/022	(2006.01)
F 01 N	3/035	(2006.01)
F 01 N	3/28	(2006.01)
B 01 D	39/14	(2006.01)
B 01 D	46/00	(2006.01)
B 01 D	53/86	(2006.01)
B 01 D	53/94	(2006.01)

【F I】

B 01 J	35/04	3 0 1 C
B 01 J	35/04	3 0 1 E
F 01 N	3/022	Z A B C
F 01 N	3/035	A
F 01 N	3/28	3 0 1 P
B 01 D	39/14	B
B 01 D	46/00	3 0 2
B 01 D	53/86	2 4 1
B 01 D	53/94	2 4 1
B 01 D	53/86	2 2 2
B 01 D	53/86	2 4 5
B 01 D	53/86	2 8 0
B 01 D	53/94	2 2 2
B 01 D	53/94	2 4 5
B 01 D	53/94	2 8 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月28日(2021.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多孔質の隔壁(12)と、該隔壁によって区画され、排ガスの流路を形成する複数のセル(13)とを有するハニカム構造の基材部(10)と、

上記基材部の上記隔壁における細孔壁(124)に担持された触媒層(17)と、

上記セルにおける上記排ガスの流入側端面(14)又は流出側端面(15)を互い違いに閉塞する目封じ部(16)と、を備え、

上記触媒層が担持された上記隔壁は、細孔径50μm以上の細孔を10%以下含み、細孔径0.1μm～5μmの細孔を5～15%含み、

上記触媒層が担持された上記隔壁の細孔径分布における、累積細孔容積が 50 % となる細孔径 D 50 は 10 μm 以上であり、上記累積細孔容積が 10 % となる細孔径 D 10 と上記細孔径 D 50 とが、下記式 I の関係を満足する、排ガス浄化フィルタ（1）。

$$(D_{50} - D_{10}) / D_{50} = 0.9 \quad \dots \text{式 I}$$

【請求項 2】

上記基材部は、上記隔壁における細孔径 50 μm 以上の細孔の含有量が 3 ~ 15 % である、請求項 1 に記載の排ガス浄化フィルタ。

【請求項 3】

上記基材部における細孔径 50 μm 以上の細孔容積 V₁ と、上記排ガス浄化フィルタにおける細孔径 50 μm 以上の細孔容積 V₂ とが、下記式 II の関係を満足する、請求項 1 又は 2 に記載の排ガス浄化フィルタ。

$$V_2 / V_1 \times 100 = 70 \% \quad \dots \text{式 II}$$

【請求項 4】

上記基材部における細孔径 0.1 μm ~ 5 μm の細孔容積 V₃ と、上記排ガス浄化フィルタにおける細孔径 0.1 μm ~ 5 μm の細孔容積 V₄ とが、下記式 III の関係を満足する、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の排ガス浄化フィルタ。

$$V_4 / V_3 \times 100 = 200 \% \quad \dots \text{式 III}$$

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の一態様は、多孔質の隔壁（12）と、該隔壁によって区画され、排ガスの流路を形成する複数のセル（13）とを有するハニカム構造の基材部（10）と、

上記基材部の上記隔壁における細孔壁（124）に担持された触媒層（17）と、

上記セルにおける上記排ガスの流入側端面（14）又は流出側端面（15）を互い違いに閉塞する目封じ部（16）と、を備え、

上記触媒層が担持された上記隔壁は、細孔径 50 μm 以上の細孔を 10 % 以下含み、細孔径 0.1 μm ~ 5 μm の細孔を 5 ~ 15 % 含み、

上記触媒層が担持された上記隔壁の細孔径分布における、累積細孔容積が 50 % となる細孔径 D 50 は 10 μm 以上であり、上記累積細孔容積が 10 % となる細孔径 D 10 と上記細孔径 D 50 とが、下記式 I の関係を満足する、排ガス浄化フィルタ（1）にある。

$$(D_{50} - D_{10}) / D_{50} = 0.9 \quad \dots \text{式 I}$$